

人口・社会統計部会の審議状況について  
(家計調査)(報告)

項目	変更内容等	部会審議				
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
1 調査計画の変更 (1) 調査票(家計簿)に関する変更 ア 家計簿の様式変更	①「口座自動振替による支払」 ・クレジット払いの有無欄を追加 ・プレプリント項目の追加・細分化 等 ②「口座への入金(給与・年金等)」の新設 ③「現金収入又は現金支出」及び「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」 ・「電子マネー」「商品券」「デビットカード」「口座間振込等」欄を追加 ・「もらい物」「自家産」欄を削除 ・記入欄の拡充 等 ④ 抽出区分の変更に伴う調査員記入欄の変更	●		●		○
イ 新旧家計簿の 並行使用	平成30年の1年間、調査対象世帯の半数に変更後の家計簿を、残りの半数には現行の家計簿を使用。平成31年1月から全調査対象世帯に変更後の家計簿を使用。			●		○
(2) 調査票(世帯票及び準調査世帯票)に関する変更 ※は世帯票・準調査世帯票共通の変更	ア 社会情勢の変化を踏まえた変更 ・就業者を「正規」とそれ以外に区分 ・学校等の種別に「保育園」を追加 等 イ 記入内容の審査に用いていた事項の利活用の低下に伴う削除 ・副業の勤め先又は事業の内容 ・家賃・地代 ・別居している子の有無(単身世帯で60歳以上の者) 等 ウ 抽出区分変更に伴う変更 ※ 農林漁家世帯かそれ以外の世帯かを削除、世帯区分の変更 等			●		
(3) オンライン調査の導入	変更後の全ての調査票のオンライン回答を可能にする。			●		
(4) 二人以上の世帯の抽出区分の変更	従前のように「農林漁家世帯」とそれ以外に区分することなく、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」に区分に変更			●		
(5) 集計事項	①「無職世帯」の集計を追加 ②「二人以上の非農林漁家世帯」の集計を廃止 ③「現金実収入階級別」「個人営業世帯」「人口5万人以上の市」の集計を廃止 等					○
2 前回答申時の課題への対応状況	(1) 調査対象世帯の協力の確保 (2) 家計調査における調査方法の改善 ア 世帯内単身者の収支状況の的確な把握 イ レシート貼付方式の採用による調査負担軽減 ウ 情報技術を活用した調査の導入の可能性 (3) 単身世帯における貯蓄・負債状況の把握					
3 平成26年度審議結果報告書で示された「家計調査」に係る今後の取組の方向性に関する取組状況 (1) 家計調査の改善に関する事項 (2) 家計消費全般に係る事項	ア 調査事項 ○数量調査の継続検討 イ 調査方法 ①タブレット端末による回答の実現 ②高齢者に配慮した記入支援方法の検討 ウ 集計・情報提供 ①世帯主の年齢階級分布を用いた推定結果の参考提供 ②他の世帯属性を用いた推定方法の研究 ③他の関連統計との相違についての説明 ④タイムリーな情報提供 ア 家計消費状況調査及び家計消費指数の公表早期化 イ 家計統計の長期的な在り方検討(ビッグデータを含めた新指標の開発を含む。)		●	●		

(注) 第1回は10月17日(月)、第2回は11月7日(月)、第3回は11月22日(火)、第4回は12月5日(月)に開催。  
答申案は12月19日(月)の第5回において審議予定。

# 審議において示された主な意見

第3回部会（第75回人口・社会統計部会／11月22日）

→ 参考4を参照

第4回部会（第77回人口・社会統計部会／12月5日）

## 1 第2回部会において事実関係等の追加確認が必要とされた事項（統計法施行状況審議で示された方向性への取組状況の確認）

### 【調査員の資質向上について】

- 調査実施者及び実査を担う都道府県においては、限られたリソースの中で、できる限りの対応されているものと理解した。
- 調査員の高齢化は進んでいるものの、調査員の資質や能力については、一概に年齢だけで決まるものではないことに留意すべき。

### 【集計・情報提供について】

- 公表値と参考値等の比較をする際には、前年同月比の増減率ではなく、家計消費額で説明した方が理解を得やすいのではないかと。

### 【回収状況について】

- 調査対象者への接触方法や、訪問回数等のデータ共有等は、結果の精度向上だけでなく、調査員の資質向上や負担の軽減にもつながる。これは、他の調査員調査にも共通する課題であると思う。

## 2 世帯票及び準調査世帯票の変更

- 配偶者の就業状況別の集計も消費構造の違いを見る上では重要ではないか。
- 世帯票（調査員の聞き取りにより作成する帳票）の調査事項から削除するとしても、調査実務上の確認事項として残るということであれば、調査員のマニュアルを分かりやすいものにする必要がある。

## 3 オンライン調査の導入

- 計画では、平成30年1月から4都県に先行導入し、システムの安定稼働を確保した上で、同年7月に他の道府県にも導入するということであるが、段階的導入はシステムのチェックを目的としたものか。その場合、先行導入する地域が都市部に集中していることに問題はないのか。

## 4 抽出区分の変更

- 無職世帯はどのように把握しているのか。
- 代替サンプルを依頼する際には、夫婦の働き方が似通った世帯にするなどの考慮があってもよいのではないかと。